

令和5年度 脱炭素・未来ワークショップ運営業務及び一戸町 Mirai

カフェ支援業務委託

仕様書

令和5年7月

岩手県立大学

この「仕様書」は、岩手県立大学(以下「大学」という。)が実施する「脱炭素・未来ワークショップ運営業務及び一戸町 Mirai カフェ支援業務」(以下「本業務」という。)に係る委託候補者の選定に関して、大学が契約する事業者(以下「受託者」という。)に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者(以下「参加者」という。)の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務の目的

JST「共創の場形成支援プログラム」(COI-NEXT) 共創分野・本格型「ビヨンド・“ゼロカーボン”を目指す“Co-JUNKAN”プラットフォーム」研究拠点に関し、岩手県立大学が岩手県とともに岩手サテライトとして共同参画する研究開発課題2「自律的変革を生む Co-learning 基盤」について、高等学校総合学習における未来ワークショップの運営業務及び一戸町 Mirai カフェの支援業務を、効率的に実施するための企画提案をコンペ方式で募集し、以下の業務を委託するもの。

2 委託期間

委託契約日から令和6年3月31日まで

3 委託料上限額

1,720千円(消費税及び地方消費税を含む)

4 委託業務の内容

(1)脱炭素・未来ワークショップの実施及び研究集録作成

ア 実施場所

岩手県一戸町

イ 参加人数

実施を計画する高等学校の1年生66名 3クラス

ウ 実施日時

1回目 9月14日(木)2h、2回目11月2日(木)2h、3回目12月1日(金)2h

エ ワークショップの内容

- ・ ワークショップの進め方は、「脱炭素・未来ワークショップの手引き(参考資料)」を基本とし、大幅に変更する場合は、大学と協議すること。
- ・ 高等学校の生徒がワークショップに円滑に参加、議論出来るよう身近な市民や有識者による話題を提供するなど、学校側と十分に協議を行い取り組むこと。
- ・ 参加した高等学校生徒から、大学及び高等学校が作成する意識調査を行うこと。
- ・ ワークショップの内容はグラフィックレコーディングでまとめ記録すること。

オ 実施高等学校とのR6年度実施計画調整

- ・ R6年度に行われる実施高等学校総合学習における脱炭素・未来ワークショップの日程調整を学校と行い、その計画を立てること。
- ・ 交渉し仮決定した日時は一覧表にして提出すること。

カ 研究集録の作成

- ・ 実施校における総合学習の研究集録について、実施高等学校と協議の上印刷製本を行うこと。
- ・ 体裁、部数等においては該当高等学校と詳細を協議の上印刷製本を行うこと。

(2) 一戸町 Mirai カフェの支援

ア 支援内容

- ・ 一戸町 Mirai カフェ参加者において希望者へ脱炭素・未来ワークショップを行うこと。そのために一戸町 Mirai カフェ受託事業者に受講告知と参加協力を要請すること。
- ・ 実施する脱炭素・未来ワークショップの内容は高等学校で実施するものに準ずること。
- ・ 参加した受講者から、岩手県立大学及び高等学校が作成する意識調査を行うこと。

イ 実施日時及び場所

- ・ 実施日時は一戸町 Mirai カフェ実施日、及び一戸高校授業支援実施日、と異なる日時で実施すること。
- ・ 実施日時及び場所については一戸町と十分協議を行い決定すること。

ウ 高等学校との連携

- ・ 支援を実施した反応を見て、次年度からの高等学校との連携についての構想を考え提示すること。
- ・ 上記構想では高等学校側、一戸町役場側と十分な協議を行い、実現可能なものとする。

(3) 実施スケジュール

委託契約後は、関係機関との協議などを速やかに行い、本業務の業務計画書(任意様式)を発注者へ提出すること。

(4) 報告書の作成

ワークショップを実施した都度、その実施内容等を取りまとめ、別紙報告様式を作成の上、ワークショップ開催後に速やかに提出すること。

成果物については、A4判の規格で製本したものを1部提出するとともに、制作物はデジタル化再利用可能な状態のものと、PDF ファイルなど印刷状態を固定化したもの2種をCD-R等の電子記録媒体に記録したものを1部提出すること。

5 契約に関する事項

(1) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例(令和5年3月30日公立大学法人岩手県立大学個人情報の保護等に関する規定第2章)を遵守しなければならない。

(2) 守秘義務

受託者は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(3) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち管理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物並びに資料及びその利用に関する著作権、所有権等については、原則として委託料の支払の完了をもって受託者から岩手県立大学に移転するものとする。ただし、成果物を本業務以外で使用する等、契約によりがたい事案が生じた場合は、その都度協議しなければならない。

(5) 備品等の取扱い

本業務の実施に必要となる機械・器具の購入等については、原則としてリース又はレンタルでの対応とする。

(6) その他

本業務の実施に当たり本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに岩手県立大学と協議を行うこと。